

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 河川国有土地水面使用料、占用料、産物採取料徴収規則中改正
- ◇告示 二月定例県議会において議決になつた追加更正予算等
 - 建設業者の登録まつ、消
 - 漁業監督吏員の任命
 - 右 の解任
 - 保健医の指定
 - 〃 異動
 - 公平委員会の事務委託
 - 市町村の行う土地改良事業の認可
 - 豚コレラ予防注射の実施
 - 公有水面埋立の免許
 - 保健所、衛生研究所における使用料、手数料の減免
- ◇教委告示 図書館、博物館について
- ◇難報 食糧事務所管轄区域の変更

規則

河川国有土地水面使用料、占用料、産物採取料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第十六号

河川国有土地水面使用料、占用料、産物採取料徴収規則の一部を改正する規則

取料徴収規則の一部を改正する規則

河川国有土地水面使用料、占用料、産物採取料徴収規則（昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号）の一部を、次のように改正する。

備考(一)を、次のように改める。

- (一) 一、三、表中一等地とは、鳥取市、米子市、倉吉市、境町の市街地をいい、二等地とは、前記市、町の市街地以外の区域その他の町村をいう。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百八十号

昭和二十九年三月二十六日定例県議会の議決を経た昭和二十八年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和二十八年年度特別会計発電事業費歳入歳出追加更正予算及び同災害救助基金歳入歳出追加予算並びに昭和二十九年鳥取県歳入歳出予算、昭和二十九年鳥取県歳入歳出追加予算、昭和二十九年年度特別会計災害救助基金歳入歳出予算、同母子福祉資金貸付事業費歳入歳出予算、同就学奨励資金歳入歳出予算、同学校生徒奨励資金歳入歳出予算、同県立学校実習費歳入歳出予算、同印刷事業費歳入歳出予算、同用品調達事業費歳入歳出予算、同畜牛増殖奨励事業費歳入歳出予算、同無畜農家解消事業費歳入歳出予算、同県立中央病院事業費歳入歳出予算及び同発電事業費歳入歳出予算は、次のとおりである。

昭和二十九年四月十六日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

款 項	科 目	追加(更正)予算額
2	地方財政平衡交付金	△18,060,172
1	地方財政平衡交付金	△18,060,172
3	公企業及び財産収入	△ 600,000
1	財 産 收 入	△ 600,000
5	使用料及び手数料	250,000
1	使 用 料	250,000
6	国庫支出金	11,838,391
1	国庫負担金	3,767,000
2	国庫補助金	8,066,000
3	委託金	5,391
7	附 附 金	1,045,000
1	寄 附 金	1,045,000
11	県 債	17,970,000
1	県 債	17,970,000
歳入合計		12,443,219

款 項	科 目	追加(更正)予算額
4	土木建築費	9,986,828
1	道路橋梁費	△ 2,360,000
3	港 灣 費	6,875,000
6	災害復旧費	5,471,828
5	教 育 費	200,000
4	定時制高等学校費	200,000
7	保健衛生費	△ 3,480,000
1	保健所費	△ 3,480,000
8	産業経済費	5,531,000
4	水産業費	225,000
10	耕地事業費	5,306,000
3	諸 支 出 金	205,391
6	地方振興費	200,000
3	地 方 振 興 費	5,391
歳出合計		12,443,219

昭和28年度特別会計発電事業費歳入歳出追加更正予算		
款 項	科 目	追加(更正)予算額
4	県 債	△ 388,000,000
1	県 債	△ 388,000,000
歳入合計		△ 388,000,000
昭和28年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算		
款 項	科 目	追加(更正)予算額
2	小鹿発電事業費	△ 388,000,000
1	小鹿発電事業費	△ 388,000,000
歳出合計		△ 388,000,000
昭和28年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算		
款 項	科 目	追加予算額
3	繰 入 金	192,128
1	繰 入 金	192,128
歳入合計		192,128

昭和29年度特別會計印刷事業費歳入歳出予算			
歳入	歳出	歳入合計	歳出合計
1 奨励費	1 事業収入	392,000	6,115,283
歳出合計 392,000	1 事業収入 6,115,283		
	2 繰越金 70,000		
	3 前年度繰越金 30,000		
	1 雑収入 30,000		
	1 雑収入 6,215,283		
	歳入合計 6,215,283		
	3 物品売却代金 170,000		
	1 使用料及び手数料 170,000		
	1 使用料 170,000		
	歳入合計 7,650,420		
	1 県立学校実習費 7,650,420		
	1 県立学校実習費 7,650,420		
	歳出合計 7,650,420		

昭和29年度用品調達事業費歳入歳出予算			
歳入	歳出	歳入合計	歳出合計
1 奨励費	1 事業収入	392,000	6,115,283
歳出合計 392,000	1 事業収入 6,115,283		
	2 繰越金 70,000		
	3 前年度繰越金 30,000		
	1 雑収入 30,000		
	1 雑収入 6,215,283		
	歳入合計 6,215,283		
	3 物品売却代金 170,000		
	1 使用料及び手数料 170,000		
	1 使用料 170,000		
	歳入合計 7,650,420		
	1 県立学校実習費 7,650,420		
	1 県立学校実習費 7,650,420		
	歳出合計 7,650,420		

昭和29年度特別會計畜牛増殖奨励事業費歳入歳出予算			
歳入	歳出	歳入合計	歳出合計
1 奨励費	1 事業収入	392,000	6,115,283
歳出合計 392,000	1 事業収入 6,115,283		
	2 繰越金 70,000		
	3 前年度繰越金 30,000		
	1 雑収入 30,000		
	1 雑収入 6,215,283		
	歳入合計 6,215,283		
	3 物品売却代金 170,000		
	1 使用料及び手数料 170,000		
	1 使用料 170,000		
	歳入合計 7,650,420		
	1 県立学校実習費 7,650,420		
	1 県立学校実習費 7,650,420		
	歳出合計 7,650,420		

1	繰越金	1	繰越金	1	9,738,200
1	前年度繰越金	1	繰越金	1	10,710,970
2	雑収入	3	雑収入	2	9,455,230
1	物品売払代金	1	一般会計繰入金	1	9,055,230
2	弁償金及び報償金	4	県債	4	24,821,000
		1	県債	1	24,821,000
		5	国庫支出金	5	3,875,000
		1	国庫補助金	1	3,875,000
歳入合計		歳入合計		102,569,150	
歳出		歳出			
1	事業費	1	県立病院費	1	88,865,770
1	事業費	1	病院給食実施費	1	40,431,570
1	事業費	2	給食充てん費	2	9,738,200
1	事業費	3	諸支出金	3	38,696,000
1	事業費	1	公債費	1	12,703,380
1	事業費	1	公債費	1	12,703,380
雑収入		雑収入		1,000,000	
歳出合計		歳出合計		102,569,150	
昭和29年度特別会計県立中央病院事業費歳入		昭和29年度特別会計県立中央病院事業費歳入			
歳出予算		歳出予算			
1	事業費	1	県立病院費	1	88,865,770
1	事業費	1	病院給食実施費	1	40,431,570
1	事業費	2	給食充てん費	2	9,738,200
1	事業費	3	諸支出金	3	38,696,000
1	事業費	1	公債費	1	12,703,380
1	事業費	1	公債費	1	12,703,380
雑収入		雑収入		1,000,000	
歳出合計		歳出合計		102,569,150	

1	看護婦養成所費	1	看護婦養成所費	1	1,000,000
歳出合計		歳出合計		102,569,150	
昭和29年度特別会計発電事業費歳入歳出予算		昭和29年度特別会計発電事業費歳入歳出予算			
歳入		歳入			
1	事業収入	1	幡郷発電事業費	1	41,214,001
1	事業収入	1	幡郷発電事業費	1	41,214,001
2	繰越金	2	小鹿発電事業費	2	374,000,000
1	繰越金	1	小鹿発電事業費	1	374,000,000
3	雑収入	3	雑収入	3	6,000
1	雑収入	1	雑収入	1	6,000
4	雑収入	4	雑収入	4	374,000,000
1	雑収入	1	雑収入	1	374,000,000
歳入合計		歳入合計		415,214,001	
歳出		歳出			
1	看護婦養成所費	1	看護婦養成所費	1	1,000,000
歳出合計		歳出合計		102,569,150	

鳥取県告示第百八十二号
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定に
 よる廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定に
 より、建設業者登録簿から次のように登録をまづ消した。
 昭和二十九年四月十六日

登録番号 登載年月日 商号又は名称 所在地 申請者氏名 登録まつ、消年月日
 鳥取県知事登録（は）第六八号 昭二八、一九 永見組 西伯郡中浜村大字佐斐神 永見至誠 昭二九、三、二四

〃第二〇六号 〃二、一五 小谷工務店 倉吉市仲ノ町七四一 小谷 孫市 〃 三、三一

鳥取県告示第百八十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第一項の規定により昭和二十九年四月一日次のとおり漁業監督吏員を任命した。

昭和二十九年四月十六日

氏名	鳥取県知事 西 尾 愛 治
職名	勤務所
田中 時一	技術吏員 水 産 課
西村 一郎	事務吏員 東部地方事務所

鳥取県告示第百八十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第一項の規定により漁業監督吏員を次のとおり解任した。

昭和二十九年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

氏名 職名 勤務所 解任年月日

兜金 幸男	技術吏員	水産課	昭和二九、三、五
堀 光藏	〃	〃	〃二八、一〇、三一
三沢 満	〃	水産試験場	〃二八、一二、二
三宅 睦夫	〃	水産課	〃二九、三、一

鳥取県告示第百八十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十九年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名

名 称

住 所

氏 名

指定年月日

歯科

横原齒科医院

八頭郡用瀬町用瀬三六六

横原 兼久

昭和二十九年二月一日

鳥取県告示第百八十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十九年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名

名 称

新 診療所 所在地

異動事由

氏 名

異動年月日

歯科

橋本齒科医院

東伯郡由良町由良宿

西伯郡県村河雲

住所及び名称変更

白川 昭夫

昭和二十八年六月一日

〃 湊 齒科医院

西伯郡御來屋町

東伯郡由良町由良宿

橋本齒科医院

〃

湊 平八郎

〃二十九 三月十日

〃 宮坂齒科医院

大阪市南区瓦屋町一番町二三

鳥取市片原町二丁目 林齒科医院

〃

宮坂与四郎

〃二十八 十二月三十一日

鳥取県告示第百八十七号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七
条第四項の規定に基き、岩美中学校組合の公平委員会の
事務を次の規約により鳥取県に委託を受けた。

昭和二十九年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

岩美郡岩美中学校組合と鳥取県との間の公

平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六一
号）第七条第四項の規定に基き、岩美中学校組合（以
下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する
公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に
委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下
「委託事務」という。）を処理する場合において要す
る経費は、乙が支弁する。但し、その費用は甲が負担

するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十九年四月一日から適用する。

鳥取県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六
条の二第一項の規定により、市町村の行う土地改良事業
について別表のとおり認可した。

昭和二十九年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

別 表

土地改良事業を行う市	認可年月日
鳥取市	昭和二十九年四月十二日
西伯郡宇田川村	"

鳥取県告示第百八十九号

次のように豚コレラ予防注射を実施するので家畜傳染病
予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定
により、豚の所有者に対して予防注射をうけることを命
ずる。

昭和二十九年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚、但し生後四十日以内、分娩前後一箇月以内のもの
を除く
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射及びその方法
クリスタルバイオレット予防液皮下注射

別表

実施月日	第一	第二
町村名	頭	頭
実施予定数		

四月九日	西伯郡渡村	六〇	西伯郡渡村	六〇
二〇日	米子市車尾、 観音寺	二〇	" 彦名村	六〇
二二日	" 福生、福米	六〇	" 余子村	五〇
二二日	" 加茂、佳吉	五〇	" "	六〇
二三日	西伯郡夜見村	五〇	" 上道村	四〇
二四日	" 大篠津村	三五	" 境町	三〇
二六日	" 富益村	七〇	西伯郡 崎津村	八五
二七日	" 和田村	八〇	" 中浜村	五〇
二八日	" 外江町	四五	" "	六〇
計		四七〇		四九五

鳥取県告示第百九十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規
定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和二十九年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 埋立の場所 西伯郡宇田川村大字福井字上河原田、字上行田免地先及び同郡澁江町大字澁江字下梶免地先天井川旧河川敷
- 二 埋立面積 六百六十九坪
- 三 埋立工事のしゅん工期 昭和三十年四月十日
- 四 埋立の目的 耕地造成
- 五 埋立の免許を受けた者 西伯郡宇田川村大字稻吉六五 砂口 稻男

鳥取県告示第百九十一号

鳥取県保健所及び衛生研究所使用料、手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により、次の者に対しては使用料、手数料の額を昭和二十九年四月十五日から昭和三十年三月三十一日までの間無料とする。但し、二に規定する者のレントゲン診断（間接写真診断六×六及び写真診断）の料金については、この限りでない。

昭和二十九年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第九条第四項の規定による妊産婦又は乳児若しくは幼児の保護者のうち保健指導を受ける者で児童福祉司又は児童委員の発行する保健指導票による者
- 二 昭和二十九年度母子愛育指定町村（岩美郡岩井町、八頭郡若桜町の内前の池田村地域、気高郡小鷲河村、東伯郡羽合町、西伯郡崎津村、宇田川村及び日野郡溝口町の内前の溝口町地域。）の妊産婦又は乳児若しくは幼児の保護者であつて保健指導を受ける者

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十四号

鳥取県有財産及び營造物に関する条例（昭和二十九年四月鳥取県条例第十号）施行当日における図書館、博物館は次のとおりである。

昭和二十九年四月十六日

鳥取県教育委員会

図書館名称	位置
鳥取県立鳥取図書館	鳥取市西町
倉吉分館	倉吉市新町一丁目
八頭分館	八頭郡那家町
気高分館	気高郡浜村町
鳥取県立米子図書館	米子市久米町
日野分館	日野郡根雨町
博物館	鳥取市東町
鳥取県立科学館	鳥取市東町

雑報

昭和二十九年四月十六日

鳥取食糧事務所長 布野長良

町村合併に伴う管轄区域の変更について

当所根雨支所江府出張所及び溝口出張所の管轄区域及び町村名を、昭和二十九年四月一日から次のとおり変更した。

一 管轄区域及び町村名	新	旧
江府出張所管内	江府町	江府町、日光村
溝口出張所管内	新 溝口町、八郷村	旧 溝口町、二部村、八郷村
二 事務所所在地	江府出張所	変更なし
溝口出張所	溝口出張所	変更なし

英文タイプライター
東和タイプライター山陰代理店
計算器・玉屋測量器
販賣修理

有限会社 雑賀タイプライター商會

米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地
電話(米子)一〇二二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行代金

發行所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取